

書評と紹介

上田 章編

『国会と行政』

評者：高藤 昭

【立法事務経験者からの国会権限拡張の訴え】

わが憲法上、国会は内閣（行政）、裁判所（司法）より一段高所にあるべき「国権の最高機関」、「唯一の立法機関」とされながら、現実には行政の肥大＝行政国家化、というよりは官僚主導国家の観を呈している。委任規定に満ちた授権立法的な法案が官僚のゴリ押しで成立し、また権力の集中したその官僚の腐敗ぶりがつぎつぎと露呈されている現状であるが、本書は、これを憂慮し、国会の機能強化、本来の権限奪回を訴え、かつその具体策を提示した書である。

著者らは、長年国会で立法事務に従事してきた幹部職員経験者と行政内部で立法事務に関与してきた経験者三人で、職務上身をもって感じてきた行政優越下の国会の姿への慨嘆の思いのたけが吐露されている。類書にない本書の価値は、まず立法事務機構内部からの告発であるということ、さらにその職務経験者にしてはじめて知りうる国政の裏側がわれわれに明らかにされている点にある。

なお、本書は現在の国会を多岐の面から考察、検討する信山社叢書「国会を考える」の第三巻

である。

【本書の内容】

三人の執筆者が各一章を執筆した三章から構成される。

第一章「国会と行政」（執筆者：上田章 - 元衆議院法制局長）は導入部としての概説的な部分で、まず行政権の概念とその実態としての国会に対する優越性が指摘されたうえ、国会の最高機関性が論じられる。ここで、憲法四一条の「国権の最高機関」の意義についての従来からの諸学説が検討され、同条を、六五条（行政権）、七六条（司法権）と同様に権限配分規定と読み、立法権も一内容とする「最高機関としての権限」を国会に属せしめたとする「本質的機能説」が提唱される。これは国会の最高機関性を最も強く主張する説で、これを理論的支柱として、国会の国民代表の理論、それと行政統制の関係、議院内閣制の意義、憲法上の国会の行政統制の権限や国政調査権が検討され、さらに最近、国会権限強化策としてとられた「決算行政監視委員会」、「委員会等調査権限強化」が紹介されている。

第二章「国会と政府」（筆者：松本進 - 元衆議院法制局第三部長）は、まず、議院内閣制の西欧における現状が紹介され、その本質や民主制との関係が論ぜられたのち、明治憲法以来の国会・政府関係の沿革と現行憲法下での構造（衆議院の内閣不信任権、内閣の衆議院解散権など）が上記「本質的機能説」その他の理論的問題とからめて論ぜられる。さらに国会による行政のコントロールの諸側面のうち、国政調査権が重点的にとり上げられ、その憲法上の由来や性格、その歩みが説明される。そして現在、その運用が政権抗争の手段と化して、官僚独占の情

報公開機能が発揮されていないことなどの問題点が指摘されたうえ、議院内少数者に国政調査の主導権を認める「少数者調査権」の導入の必要性が説かれている。

本章でもっとも注目されるのは、議院内閣制のもとでの官僚主導政策形成過程の批判的解説である。ここで、政策立案は官僚による発議 審議会の諮問 各省折衝 与党審査 事務次官会議 閣議と、ほとんど官僚の手によって進められている実情が明らかにされ、官僚の性格に言及されている。それは国家的政策の立案、決定、実施のための法的、物的、人的手段を備えた組織であるが、同時に「自己の利益を追求する自律的で閉鎖的な共同体」で情報の独占により議員から政策決定権を奪っている。そして、これに個人的利益を求める（族）議員が結合した議院内閣制の裏の実態が暴露されたうえ、この関係解消策として、閣議の実質化、官僚・族議員・業界との癒着排除、国会の監視体制強化、以上の実効性確保のための選挙制度と政治資金制度改革、の諸点があげられている。ここでは、同じ公務員でありながら国会職員の行政官僚に対する厳しいまなざしが感ぜられる。

第三章「国会と内閣 政治学の分野から」（執筆：本田雅俊 - 元内閣官房副長官秘書，現武蔵野女子大助教授）も、国会の権限が十分に機能せず、行政のチェック不能状態を問題として、この観点からわが国における国会と内閣の関係の実態が検討される。まず、明治以来の議会と政府の関係が回顧される。それと対比して、現行憲法上の国会の権能（とくに立法権と予算決議権）は強いにもかかわらず、政党政治のもとでの与党の事前の政策形成過程への関与のために国会審議が形骸化していること、また同じ議

院内閣制でも、イギリスでは与党議員が政府の上層部を占めるのに対し、わが国の与党は政府と別個に存在し、政策形成過程での審査を主たる役割としている特色、さらに議院内閣制のもとでは政府・与党の融合と野党の無力化がおり、ここで行政国家化、官僚主導化に拍車がかかる関係があきらかにされている。

つぎに立法府と行政府の接点としての内閣の派閥連合としての実態、国務大臣・行政長官同一人制が大臣の行政長官への専化、官僚の代弁者化、行政府の優位化を強めていることなどの傾向が指摘される。行政国家化によって議員立法は困難となり、官僚主導政策形成の一般化のなかで与党審査が唯一の実質的チェック機能をはたしてきて、野党の機能は議事運営を通じた法案の成立阻止にとどまるとされる。さらに衆議院による内閣不信任案提出のセレモニー化が憂えられている。弊害は否定できない「族議員」は、国会では十分審査できない政策を国会の構成員がチェックするという意味で官僚主導政策形成に一定の歯止めをかける効用面も認められている。

「審議会」の問題は、その答申等があたかも国民代表による利害調整済と見られて、それが国会審議の形骸化の要因であることにあるとする。さらに委任立法の多さ、法律の執行状況の国会による監視の弱さについても問題提起され、内閣自体についても総理大臣の権限強化、さらに内閣・与党の一元化が必要とされる。

ともあれ、三人の著者の国会の現状に対する憂いと改善への訴えがせつせつと伝わる一書である。

（上田章編『国会と行政』信山社，1998年12月，264頁，定価2,800円）

（たかふじ・あきら 法政大学社会学部教授）

牧原憲夫著

『客分と国民のあいだ』

近代民衆の政治意識』

評者：松尾 純子

1

本書は、表題にあるとおり、近代民衆 おもに1880、90年代の日本の民衆 の政治意識が、客分（意識）から国民（意識）へと変容するプロセスと、両意識のあいだ、つまり「相互浸透的な関係性」（13頁）をさぐるうとしたもので、構成は次のようになっている。

はじめに - 客分というスタンス -

民衆にとっての〈政事〉

民衆と自由民権運動

国民化の回路

仁政のゆくえ

おわりに - せめぎあいの場を生きる -

あとがき / 索引 / 文献案内 / 主要参考文献
一覧

内容的に概観すれば、「はじめに」と「おわりに」で本書の基本的な構図が整理され、「あとがき」と「文献案内」で牧原氏の問題関心の所在が丁寧に示されている。で近代初期の民衆の政治意識としての客分が抽出され、で客分から国民への変容と両者の関係が分析され、で1890年代以降の見通しがなされている。

本書の魅力は4つにまとめられる、と私には思える。「民衆の歴史を語る」ことに対する真摯な態度、明快な論理と構図、史料を豊

富に用いた実証、中心に分析する時期の前後の時代への架橋。が客分という語に新たな意義を与え、に裏打ちされた・・によって説得力ある新たな近代日本の民衆史像が作られた。がを支え、しかも・によって還元論的な国民国家論に陥ることを避けている。4つのそれぞれが研究者に対して多くの刺激的な論点を提示しながら、が読み物としての面白さをも実現している。

コンパクトにまとめられた一冊だが、本書の内容と魅力を全体的に紹介し論評するのは至難のわざと言えらるほどに内容が濃い大著である。本稿では、4つの魅力の一端を示すことも心がけつつ、内容的にはの客分の問題に焦点を絞って紹介する。本書の中心部分をなす・を理解するためにも、私（たち）はまず客分という耳慣れない用語を十分に理解する必要があるのだ。後半では客分の意義について私なりに考えてみたい。

2

客分とは、福沢諭吉が『学問のすすめ』で民衆のある意識に与えた用語である。あまりにも有名な福沢のこの文献から、牧原氏は客分という用語を“発見”した（“ ”は引用と区別した私の強調部分）。引用部分からさらに引こう。「客分とあれば固より心配も少なく、唯主人にのみ依りすがりて身に引受ることなきゆゑ、国を患ふることも主人の如くならざるは必然……無智無力の小民等、戈を倒にすることも無かる可けれども、我々は客分のことなるゆゑ一命を棄るは過分なりとて逃げ走る者多かる可し」（6～7頁）。つまり、国家との一体感を欠いた、外国から攻撃されても逃げ出しかねない民衆の「政治的心情」である。福沢は、国家への帰属意識をもち国家のために死ぬことのできる「国民」が一国の自由独立の確保には必要だと考え、客分意識の払拭のために四民平等を唱えた。福

沢ら明治初年の政治家・知識人は、自由民権運動家をも含めて、そのような国民の創出を「喫緊の政治課題として十分に自覚」(11頁)していた。

何度も読まれてきた文献であるにもかかわらず、読み手自身がすでに“国民”であるがゆえに読みすごされてきた言葉と論理と課題である。それが、国民国家の自明性が崩れはじめた今だからこそ、創出時とは形を変えて再発見される。本書によって、『学問のすすめ』は「日本における国民主義の最初の本格的著作」(11頁)と位置づけなおされ、客分という言葉は歴史用語として甦った。

“国民”である私(たち)は、客分意識を長らく“払拭”の対象としてのみ見てきた。たとえばこのように。「増税や兵役はまっぴらだが、誰が政権をとるか、世界情勢がどうか、なんてことは関心ない、などという『無気無力の奴隷根性』だからダメなのだ」(1~2頁)。牧原氏流に要約された自由民権派機関紙『自由燈』の社説の一節である。(引用史料のあとにこうした解説がつく。これが読みやすく、おもしろい。)本書はこうした、「運動の側から啓蒙の対象=客体として設定され、無知蒙昧と黒倒された『民衆』なるもの」(15頁)を問題にする。

ところが本書では、こうした民衆の客分意識が、「たんなる政治的無関心」ではなく、“誰が政権をとろうか - 当時の言葉では「赤髯が威張ろうか」 - 安穩に生活できればいい”という「ひとつの政治意識」だととらえられるのである(12頁)。客分は次のように肯定的に定義される。「明確なひとつの政治的スタンス」、「いわば万年野党の心意気」、「権力を『追う主体』」に対する「権力から『逃げる主体』」、「統治され啓蒙される客分(object)であるがゆえに異議申立て(object)の担い手」(15頁)。

牧原氏のこれまでの研究でも、客分という言

葉自体や類語の「部屋住みの了見」・「居候」は度々使われていた。だが、明確に定義されたのは本書が初めてである。この定義を研究者あるいは読者は受け入れるだろうか。そもそも、「言ったことに責任を持つ主体だからこそ発言する権利がある」というのが従来の常識・自明であった(だろう)。「選挙権は投票に行つてこそ価値をもつ」とも言われる。したがって、現在のような低投票率が「民主主義の根幹を揺るがす」と心配されるのである。ところが、本書の客分の定義はこうした常識をひっくり返す。選挙など関心のない、投票所に行つたこともない“民衆”が異議申立ての担い手である、ということにもなりかねない。この“非常識”な定義が、近年の近世史研究の成果をも用い、論理と実証の双方から証明された。

その結果、次項で紹介する客分意識と仁政観念との関係、幕末から明治初期の一揆評価のほかに、独特の運動論(16~17頁)、民権運動や困民党事件の評価、祝祭や戦争と国民化の関係、学歴社会化・都市化と国民化の関係、米騒動評価、仁政観念からの福祉国家認識など、本稿ではほとんど言及しえない数多くの刺激的な論点が引き出されている。

内容紹介に移る前に、この定義を見出すにいたる牧原氏の「民衆の歴史を語る」ことに対する態度について触れておこう。「あとがき」を見ると、牧原氏には「民衆はたんに『される』存在ではない」という“信念”がある。この信念は、“民衆が歴史をつくる”といったような、単なる民衆の主体性の賞賛ではない。「易々と<国家>にからめとられてしまった……民衆の主体責任を歴史内在的に明らかにしたい」との、さらには民衆の生活世界のなかで「<被害者が加害者になる>悪循環をいかに断ち切るか」との問題関心を背負ったものである(この点に関しては、牧原「私にとっての国民国家論」

『人民の歴史学』139号, 1999年も参照)。こうした“民衆の主体責任を問う”という視座が、国民国家論が日本史学界に流行する以前からそれに着目させ、昨今溢れる国民国家論と本書とを分け、客分という新たな政治主体の発見をもたらしている。本書は、国家を論じる態度ではなく、「民衆の歴史を語る」真摯な態度に裏づけられているのである。

3

八百屋お七の話のように、今も昔も放火は大罪。私(たち)は簡単にこう思いこむ。だが、1880(明治13)年前後の新聞を丹念に読む牧原氏は、放火の記事が多いことに目をとめ、記事の論調に「放火をつよく非難する気配をよみとれない」ことを不思議に思う(この項ではからの引用に限り頁数を省略)。ここから、放火が、米価高騰を引き起こす強欲な商人や米価安定に努力しない地域社会の有力者、ひいては「おかみ」への制裁の意味を持っていたことが明らかになる。この「制裁としての放火」の背後には、「焼カル、モノハ不徳ナル者」とする社会的合意が存在し、その合意は「治者・富者には『仁』『徳』がなければならぬという意識」に支えられていた。これが「治者の責務とかお裁きといった意味あいを内包した『政事』」という「民衆の政治観念」である(18頁)。

ところが、「『仁恵にみちた政事』いわゆる『仁政』」を明治政府は拒絶した。「自由な市場経済の展開を保障する政治=経済システム」(229頁)を選択した近代国家としては当然である。これに対する民衆の反発が客分の異議申立てとなって表れる。つまり、「赤髭が威張ろうが、共和政治だろうが、徳川の世だろうが、なんでもいいからともかく貧乏人を恵むような政治をやってくれ」というわけだ。福沢らが払拭しようとした国家との一体感を持たない客分意識、その「根底には貧乏人への仁恵を拒絶した

政府への隔絶感が厳然と横たわっていた」。

牧原氏は、安易な一般化を警戒しつつも「明治初年の民衆の政治意識」を上のように描き出した。ここでは、別の体制を求めるかのような民衆の発言(=今よりも共和政治/徳川の世がいい)は、その体制の肯定・支持ではなく、「現在の『天朝の世』の否定形」であると理解される。この見解が、新聞の記事や挿絵、建白書、当時のベストセラー、最近の研究書などの深い分析を通じて導き出された。言い換えれば、「あくまでも現状の否認であって、どのような形で危機を打開するかを決めるのは民衆ではない」という「客分の主体性」(235頁)のあり方が取り出されたことになる。自明性と常識に深く囚われた私(たち)は、ここで万年野党の“無責任”ぶりを思い出し“憤慨”する。これでは客分意識は払拭の対象に逆戻り、と自戒しつつ、客分が仁政を要求する“主体性”の「歴史的根拠」が展開されるさまを見ていこう。

「仁政は、武士のみが統治者となりえた身分制国家にあつて、客分たる民衆に対して領主・家臣が当然に負うべき政治的責務」であった。仁政観念は下剋上の戦国期に始まって江戸期の「国替えの頻発」を経て支配者に浸透した。

一方、「戦国期の村の住民には主人を持つ侍になる道と『主をもたじ』として百姓になる道があり、多くの者が百姓身分を主体的に選ぶとるなかで『身命や居住を保証することが領主の義務であり、年貢納入の前提である』という認識を獲得した」。百姓は「仁政を拒否する治者」には一揆を起し、「仕置き次第につく我々ぞ」と主張した。これは「客分の立場から治者の責務を問い糾す論理であつて、自らが治者=主人になることではない」。こうした仁政を求める民衆の政事意識は、江戸期には「寺子屋の初級教本」によっても育まれた。

仁政は、商品経済の発展に伴い、「政治=経

濟政策の基本姿勢をあらわす言葉」となった。「私欲におぼれた富者」をただし、複雑にいりくんだ「地域社会の利害関係を調整し」、「仲裁」によって「合意をとりつける」ことが「治者の責務」となった。また、富者にも「仁」「徳義」が求められるようになる。そして「領主権力が弱体化して富者を抑えきれなくなった」幕末期、民衆は直接の制裁に出た。今日まで残った「火札」（放火の予告）には、「人誠をとどろかす」と書かれていた。

この史料を牧原氏は次のように解釈する。「仁政は治者・富者の責務であるばかりか、民衆が自力で実現させる行動だった。仁政とは『とどろかす』ものなのだ。しかも、火札の書き手は『ジンセイ』がどんな漢字か知らない“無学”な（おそらくは）男だった。だが、彼は『ジンセイ』を音として知っていた」。客分たる民衆は、「現存の統治体制を崩壊させるほどエネルギーを噴出させながら、……事態の推移を見守っていた」（70頁）。新政府の「仁政拒絶への不満・反発のゆえに、民衆は客分意識を強めこそすれ弱めることはなかった」（131頁）。

近代初期の客分意識の背後にある「歴史のあつみ」（74頁）がこのように明らかにされる。念を押しておくが、牧原氏は江戸期を理想化したり、仁政を拒否した新政府への民衆の反発を手放しで評価したりはしていない。さまざまな問題に目配りがなされているが、被差別部落襲撃の問題はことに重視されている（71、107、237頁）。ここで重要なのは、明治初年の知識人たちが（あるいは今なお）払拭の対象とする民衆の客分意識が、「もうひとつの主体性」として見なおされたということである。「客分とは権力に対して自律した存在」であり、「治者の責務を追究する立場」なのだ（86頁）。「払拭」の対象、「奴隷根性」としか見えないとすれば、それは見るものが「治者になることをめざす」

（86頁）からである。

とはいえ、客分の政治主体性を認めるということは、“客分でありつづけることが良い”ということでも、客分意識が“民衆の本質”であるということでもない。「客分意識のつよい民衆が、『われわれ日本国民』という意識を『教え込まれたもの』ではなく『自発的に獲得したもの』と観念するには、どのような回路・媒介環が必要だったのか」（「あとがき」）、これこそ本書の中心的課題なのである。だが本稿では、紙幅の都合上、それについては次項でごく簡単に紹介するに留めるほかない。

4

本書では「<あいだ>」を検討するという方法がとられている。つまり「対立するものを関係させる場や媒介するもののありかた、相互浸透のありようといった関係・構造への問いに力点」（18頁）が置かれる。この方法によって自由民権運動と祝祭が着目され、先程の課題が解かれていく。

牧原氏は、自由民権運動を「『国民としての権利』を政府に要求しつつ『国民としての自覚』を民衆に要求する……典型的な国民主義の運動」と位置づけ、したがって、「明治政府ときびしく対立しながらも、自由放任／仁政・徳義、国民／客分という対抗図式では、基本的に政府とおなじ側にあった」と見る（この項では・からの引用に限り頁数を省略）。この視点から民権運動の「媒介的役割」が析出されることになる。すなわち、「『反上抗官』の一点で」、「民衆の政事観念と民権の政治理論がすれ違ったまま、……異質な反官意識の背中合わせの連帯、もしくは……激しい共振、スパーク」が生じ、「民権運動とのほげしい共振が、民衆が国民になっていくための<回路>を……切り拓いた」という構図である。<回路>とは、「民衆が『おかみ』として一体視していた政府と国家

を分離し」、演説会や運動会を通じて「天皇・軍隊・国旗等を、つまりは『国家』を、民衆の身体感覚に浸透させ」、「対外的危機感を創出」することで民衆の「『元気』(＝批判精神)」を鼓舞し、「わが国」意識を形成することを指している。牧原氏は民権と国権との関係性の解明に長い間取り組んできた。その結果たどり着いた独特の民権運動理解である。

祝祭については、「<ズレが生んだスパーク>のひとつの形」として、民衆が「かれら自身の祝祭願望や逸脱的心情、『徳義と制裁』の観念を媒介に、お互いを煽りたてあいながら自発的に『国民』になっていった」構図が切り出される。「万歳の誕生」(『思想』845号, 1994年)を下敷きにして分析対象をさらに広げたものである。祝祭空間のなかで「<君が代・万歳・御真影・日の丸>」という「国民統合の四点セット」が出現する論理の解明にせよ、万歳によって民衆が「忠勇なる兵士」に変身する「従軍略記」の紹介にせよ、一度読んでしまうと、もはや無自覚に「万歳！」と叫べなくなるほど読みごたえがある。

5

主をもたず、安穏な生活を求め、その限りで治者の責務を問う、権力から逃げる主体、客分。この発見は、何よりもまず“民衆史”に新たな道を切り拓いたにちがいない。戦後史を専門分野とする私から見ても、その意義は高く評価できる。

ひとつの例を挙げよう。「天皇制問題の如きは二の三のことでございます そんなものはどうなつてもよいと考へて居ります それよりも一日も早く復興が出来て生活が安定することをのみ望んで居ります。」「私共は日本の古い官吏、現在の官吏の基に働く事は嫌いです。元帥さん日本をアメリカの国にしてよく治めて下さい。天皇もいりません」。前者は袖井氏が、後者は

川島氏が発掘した、日本人から占領軍にあてられた投書資料の一部である(袖井林二郎『拝啓マッカーサー元帥様』1985年、川島高峰『敗戦』1998年)。これらは従来、民衆の占領軍への「すり寄り」、「変わり身の早さ」、「こびへつらい」と否定的に評価されたり、天皇制への言及に注目されたりしてきた。

この発言を客分意識の視座から見なおすことは容易だろう。しかも川島氏は、憲兵隊司令部が戦時中の1944年に記録した次のような「造言飛語」も紹介している。「今度ノ様ナ無理ナ供出ヲセラレルト外国ノ奴等ニ使ハレテ居ル様ナ氣ガスル、コンナ無理ヲ強ヒラレルナラ米英ノ世話ニナツタ方ガ良イト思フ。総力戦が極限に近づくなかで“大日本帝国臣民”のあいだには客分意識がかなり増幅されていたとも言えよう。客分の発見は、鬼畜米英からアメリカ万歳にころっと変わった“民衆”の意識を、より“民衆”に即して理解することを可能にする。

とはいえ、改めて確認するまでもなく、1880年代の民衆と1940年代の民衆とでは歴史的相違がある。端的に言えば、前者は客分、後者は国民(あるいは臣民)である。牧原氏は、大日本帝国憲法が公布された1889年を「ひとつの節目」として、「客分であることが必ずしも国民化の障害ではなくな」り、「客分としての民衆のあり方に質的な転換」がもたらされた、とする(183頁)。これ以降、民衆がせめぎあいを続けながらも客分から国民に変容し続ける様相をも本書は示す。

つまり、“客分としての民衆”は絶滅したのである。絶滅せずとも希少でしかなければ、概念として、それはもはや“民衆”とは呼べない存在と化した。したがって戦後史の方向からは、“客分=民衆”と考えてはまずいだろう。とすると、客分概念の析出は“民衆史”に新たな道を切り拓いたと同時に、その存立自体の見なお

しをも迫っているのである。

だが、概念としての“民衆”を設定しない限り、私たちは“民衆”について考えられない。牧原氏は、「『民衆の政治観念』というときの『民衆』は、存在としての民衆一般ではない。政治文化論的な歴史分析のために設定したひとつの構成概念である」（13頁）と念を押しつつ、民権運動家たちが無知蒙昧と罵倒した“客分＝民衆”を分析概念として設定し、1880年代の民衆を歴史具体的に描き出すことに成功した。

確かに、常に概念からはみ出る多様な存在である実体を、概念と同一視してはならないと戒めることも必要であろう。と同時に概念は、存在一般にある程度普遍的に適用できるからこそ、概念としての有効性をもちえるとも改めて確認しておきたい。なぜならこの点が、と「おわりに」が他章と比べて説得力に欠けると感じる最大の要因となっているからである。ここでは、1890年代以降、仁政や徳義の観念が衰退しながらもかろうじて持続していく様相と、地域的・人間的結合関係の解体と国民化の流れが描かれ、1930年代への架橋がされている。そのなかの“民衆”は、実体として多様だけでなく、概念としても“客分と国民のあいだ”で容易に定まらない。1890年代以降の“民衆”概念は、新たに設定しなおさなければならないのである。

だが、新たな民衆概念の創出の必要性は、牧原氏自身がかつとも痛感しているように思われる。そう察することができる理由のひとつは、先ほどの構成概念としての「民衆」について説明する前の箇所、「明確に定義できないからこそ『民衆』というほかないのだが、あえていえば、安丸良夫氏の『生活の専門家』という表現……が私には一番しっくりする」（13頁）と述べているからである。「客分と国民の“あいだ”という難題をかかえこみ」（239頁）ながら、

「ファシズム期に至るまでの近代天皇制と民衆のかかわりを……歴史具体的に再検討する作業は今後の課題」（「文献案内」）とする牧原氏の新たな民衆概念による展開を待ち望みたい。

とともに、本書を読み、戦後史の側からこの課題に取り組む必要性が私自身にも生じてしまったことを自覚する。本稿ではとてもこの難題を論じられないが、戦後の“民衆”を定義するかぎとなるであろう“客分”・“国民”・“生活”に関わって、ことに1890年代以降の叙述から思いつく点を牧原氏への要望の形でいくつか断片的に挙げ、解決の糸口としたい。

6

客分と国民のあいだでゆれる1890年代以降の民衆は、「政治の見物人」（176頁）・「法制度上の客分」（222頁）などさまざまな呼ばれ方をしているが、なかでも「非・国民」（182頁）は含蓄がある。“国民にあらざる国民”として、概念上、民衆を国民の側からとらえながらも、なお自明な国民概念からは引き離すことを可能にするからである。牧原氏がそのような意味でこの語を作ったとすれば、その点をもっと強調してほしかった。ことに、劣位意識を「社会的な客分（劣位）意識」（231頁）と客分側に力点を置くような表記は、本書の論旨から見て不適當であったように思う。劣位意識は「『国家』を内面化」（200頁）しなければ生じないのだから、国民側に力点を置くべきではなかったか。

この時期の客分については、競争社会が到来しても「関係ねえ」と「動じない人びと」（233頁）の生活がいかんして保たれるのか、言い換えれば、「客分に自足した矜持」（196頁）が保たれる生活の条件をより具体的に示してほしかった。また、仁政観念については、寺子屋の初級教本が民衆に「治者の責務を明示し……民の不服従を正当化する論理を提供」（59頁）したような文化が、この時期どのような形で維持さ

れるか知りたかった。牧原氏も指摘しているとおり、民衆の直接の制裁は被差別部落への襲撃ともなって噴出する。客分の制裁は、あくまでも自らの“安穏な生活”を脅かすものへの制裁であって、直接的な権力批判ではない。制裁行動は“結果として”現体制を崩壊させるかもしれないが、体制の崩壊を目的にはしないはずである。幕末に仁政を「とどろかす」行動となった客分の制裁は、仁政観念に支えられない限り、どこに暴走するかはわからない。

最後に国民意識について。本書では、「国民である以上愛国心をもち国政に参加する意欲をもつのは当然だ」（15頁）という民権運動の前提がそのまま共有され、帰属意識（日本国民としての一体感）、愛国心（国家のために死ぬこと）、主権者意識（国政に参加する意欲）の関係への言及は回避されている。そのために生活は、一方では国民意識を希薄化するもの（233頁）、他方では「自発的に『国民』とみなすようにさせていく」場と想定される（203頁）。前者の国民意識が愛国心、後者が帰属意識に偏るためにこの違いが生じるのだろう。国民化のための施策がまず日常生活統制として現れたことは、牧原氏自身が別の場所で論じている（「文明開化論」『日本通史』16、1994年）。国民意識

の内実をもっと腑分けし、それらと生活との関連性のなかで「生活の専門家」について検討してほしかった。

なお、主権者意識の側面からは、「治者が『居候』根性＝客分意識を捨てて『我国』意識を持つこと、それが仁政成立の必須条件だ」（47頁）との資料紹介が非常に興味深かった。客分意識はなにも民衆の意識であるとは限らず、治者や富者の意識でもありえるのだ。主権者であるとは治者であるということであり、治者が責務としてわが国意識を持たない限り、“仁政”は成立しないのだろう。

これらをつめて考えると、臣民と国民の関係性、米騒動における仁政観念の持続性、社会政策を仁政の制度化と言えるかという問題、国民化の時代に「民衆」と『運動』の担い手＝「政治的な中間層」が分けられるのかという問題など、“民衆”定義にとどまらず、多くの問題を解く方向性も見えてくるのかもしれない。（牧原憲夫著『客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』吉川弘文館、1998年7月、243頁＋13頁、2600円＋税）

（まつお・じゅんこ 立教大学大学院博士後期課程、
法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）



リストラ時代/雇用をめぐる法律問題

道幸哲也・小宮文人・島田陽一 著

四六判並製/256頁/本体2,000円/ISBN4-8451-0519-5 C3032

会社の言い分、社員の言い分。解雇を宣告されたとき、退職を迫られたとき、転職したいとき…。さまざまな事例をもとにリストラを乗りきる。

旬報社